

改正省令附則による経過措置

- 改正省令附則第2項（経過措置）により、施行日（R9.4.1）前にされた認定申請、認定更新申請及び変更認定申請のうち、この省令の施行の際、申請に対する処分がされていない場合は、見直し前の認定基準による。
- また、見直し前の認定基準に基づいて認定を受けた管理計画認定マンションに関する変更認定申請は、施行日以後も見直し前の認定基準による。（認定更新申請には、見直し後の認定基準が適用される。）

（参考）マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（略）の一部を改正する省令 附則

（経過措置）

- 次に掲げる認定の申請であって、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。
 - この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第6条の規定による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「旧適正化法」という。）第5条の13第1項（旧適正化法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定又は認定の更新の申請
 - 施行日前にされた旧適正化法第5条の17第1項の規定による変更の認定の申請
- 施行日前に旧適正化法第5条の14の認定（施行日以後に前項第1号の規定によりなお従前の例によりされた認定を含む。）を受けた管理計画認定マンションに関する改正法第6条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の19第1項の変更の認定については、なお従前の例による。

